

三重県公安委員会公示

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条第1項の規定に基づき、次のとおり自動車運転者の行政処分について意見の聴取を行うので、同法施行令第39条第2項の規定により公示する。

令和8年8月3日

意見の聴取の期日 令和8年8月20日 午前11時20分

意見の聴取の場所 津市垂水2566番地 三重県警察本部交通部運転免許センター意見の聴取室 三重県公安委員会



三重県公安委員会公示

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり自動車運転者の行政処分について聴聞を行うので、同法施行規則第30条の2の2の規定により公示する。

令和8年8月3日

聴聞の期日 令和8年8月20日 午前11時20分

聴聞の場所 津市垂水2566番地 三重県警察本部交通部運転免許センター聴聞室

三重県公安委員会



三重県警察本部公示

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条第1項の規定に基づき、次のとおり自動車運転者の行政処分について意見の聴取を行うので、同法施行令第39条第2項の規定により公示する。

令和8年8月3日

意見の聴取の期日 令和8年8月19日 午後0時50分

意見の聴取の場所 津市垂水2566番地 三重県警察本部交通部運転免許センター意見の聴取室 三重県警察本部長



三重県警察本部公示

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり自動車運転者の行政処分について聴聞を行うので、同法施行規則第30条の2の2の規定により公示する。

令和8年8月3日

聴聞の期日 令和8年8月19日午後0時50分

聴聞の場所 津市垂水2566番地 三重県警察本部交通部運転免許センター聴聞室

三重県警察本部長

